

◎第1回 「年5日間の年次有給休暇の取得（企業への義務づけ）」
～パートさんも対象になる場合があります～

この改正は2019年4月よりすべての企業に適用されます。
対象となる労働者は「年10日以上年休が付与される労働者」です。

具体的には、

- ・入社後6カ月が経過している正社員、フルタイムの契約社員、週5日出勤のパート社員
 - ・入社後3年6カ月以上勤務している週4日出勤のパート社員、入社後5年6カ月以上勤務している週3日出勤のパート社員
- （基準日の設定・運用、勤務状況等で変動はあり得ます）

年休取得というややもすればフルタイム勤務の社員に注意が行きがちですが、パート社員にも今回の法改正が適用となる場合がありますので、ご注意ください。
また、パート社員が年休を付与されていても全く消化してこなかった、というような場合には、今回の取得義務づけにより企業側にはその分の人件費負担が必要となってきます。